

## 1 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための指標の進捗状況

| 基本目標                            | 番号 | 項目   | 基準値<br>(年度)     | H29実績値<br>(H29目標値) | 目標値    | 年度 | 所管課           |
|---------------------------------|----|--|-----------------|--------------------|--------|----|---------------|
| < I ><br>あらゆる分野における女性の活躍        | 1  | 県の審議会等委員への女性の登用率   | 34%<br>(H26)    | 35.4%<br>(36.5%)   | 40%    | 32 | 男女参画・女性活躍推進室  |
|                                 | 2  | 事業所における係長級以上に占める女性の割合                                    | 23.7%<br>(H26)  | 28.4%<br>(27.9%)   | 30%    | 32 | 男女参画・女性活躍推進室  |
|                                 | 3  | 県の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(知事部局)                              | 5.0%<br>(H27)   | 6.8%<br>(-)        | 14%    | 32 | 人事課           |
|                                 | 4  | 県の男性職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率(知事部局)                        | 95%<br>(H26)    | 95.5%<br>(-)       | 100%   | 32 | 人事課           |
|                                 | 5  | 「ウーマンズジョブ(ほっとステーション)」における年間就職者数                          | 16人<br>(H26)    | 422人<br>(445人)     | 232人   | 32 | 男女参画・女性活躍推進室  |
|                                 | 6  | 女性人材ネットワーク登録件数(累計)                                       | 0件<br>(H26)     | 60件<br>(70件)       | 100件   | 32 | 男女参画・女性活躍推進室  |
|                                 | 7  | 「大浦お慶起業家育成プログラム」における起業件数(累計)                             | 0件<br>(H26)     | 7件<br>(15件)        | 50件    | 31 | 男女参画・女性活躍推進室  |
|                                 | 8  | 休暇の取得促進、残業時間の縮減等、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合          | 60.6%<br>(H26)  | 74.5%<br>(65.3%)   | 71.3%  | 32 | 雇用労働政策課       |
|                                 | 9  | 高齢者・女性など誰もが働きやすい浮桟橋、防風施設、防暑施設等の整備を行う漁港数(累計)              | 28漁港<br>(H26)   | 45漁港<br>(43漁港)     | 60漁港   | 32 | 漁港漁場課         |
|                                 | 10 | グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数                                 | 1,745人<br>(H26) | 1,863人<br>(1,940人) | 2,100人 | 32 | 漁政課<br>農山村対策室 |
| < II ><br>安全・安心な暮らしの実現          | 11 | ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率                                 | 100%<br>(H26)   | 100%<br>(100%)     | 100%   | 32 | こども家庭課        |
|                                 | 12 | 子宮がん検診受診率  | 33.7%<br>(H27)  | 18.3%<br>(-)       | 50%    | 35 | 医療政策課         |
|                                 | 13 | 乳がん検診受診率   | 22.6%<br>(H27)  | 15.7%<br>(-)       | 50%    | 35 | 医療政策課         |
|                                 | 14 | 生活困窮者自立支援事業における就労・増収率                                    | —               | 37%<br>(60%)       | 40%    | 32 | 福祉保健課         |
|                                 | 15 | 県事業によるひとり親家庭の就職者数(母子・父子家庭)                               | 71人<br>(H26)    | 86人<br>(100人)      | 100人   | 32 | こども家庭課        |
| < III ><br>男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | 16 | 保育所待機児童数   | 95人<br>(H26)    | 190人<br>(0人)       | 0人     | 32 | こども未来課        |
|                                 | 17 | 放課後児童クラブ待機児童数  | 99人<br>(H26)    | 42人<br>(48人)       | 0人     | 32 | こども未来課        |
|                                 | 18 | 病児保育実施施設数  | 35か所<br>(H26)   | 39か所<br>(-)        | 43か所   | 32 | こども未来課        |
|                                 | 19 | 地域包括ケアシステムの構築割合  | 1%<br>(H26)     | 算定中<br>(10%)       | 60%    | 32 | 長寿社会課         |
|                                 | 20 | 公立中学校・高等学校における、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)の実施率 | 10.7%<br>(H26)  | 100%<br>(25.5%)    | 100%   | 32 | 体育保健課         |
|                                 | 21 | 携帯電話持の児童・生徒のフィルタリング利用率                                   | 70%<br>(H26)    | 67%<br>(76%)       | 80%    | 32 | こども未来課        |
|                                 | 22 | 「男女共同参画社会」という用語の認知度                                      | 79.2%<br>(H27)  | 81.5%<br>(81.0%)   | 85.0%  | 32 | 男女参画・女性活躍推進室  |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画                   |                             |  | H29予算    | H30予算    | 事業名・取組名                                  | 事業・取組の概要  | 担当課                              |
|------------------------|-----------------------------|--|----------|----------|--|---|----------------------------------|
| (1) 審議会等の委員への女性の参画促進   | ①県が設置する審議会等の委員への女性の参画推進     | 県の審議会等の委員への女性の登用について、公募委員の募集における女性の積極的な選考や、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取組を推進する。           | 0        | 0        | 審議会等委員への女性の参画促進                          | ・男女共同参画推進会議において府内各部局の目標設定、登用状況の把握、登用促進策の協議<br>・「審議会等の委員への女性登用促進要綱」による事前協議<br>・各審議会委員選任時における個別の協力依頼(人材紹介等)                         | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|                        | ②市町に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ | 市町が設置する審議会等の委員への女性の参画促進を働きかけるとともに、必要な人材情報を提供するなど積極的な支援を行う。                                     | 0        | 0        | 審議会等委員への女性の参画促進                          | ・市町の現状の調査及び委員選任時の情報提供<br>・市町担当課長会議等における助言   | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|                        | ③女性の入材に関する情報の充実と提供          | 各分野で活躍する女性の発掘に努め、人材情報を探査し、個人情報の保護に配慮しつつ、積極的に情報を提供する。   | 180      | 180      | 女性の人材の情報の充実                              | 県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどを通じて情報発信、情報提供を実施  | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|                        | ④女性の積極的な参画に向けた啓発の推進         | 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識向上と、社会全体の意識改革のための啓発を進める。                                    | 17,938   | 14,961   | 男女共同参画基本施策推進事業                           | 広報誌やラジオ番組、ホームページなどあらゆる広報媒体を通して、起業や地域活動により県内で活躍する女性たちの紹介や情報発信等を実施  | 男女参画・女性活躍推進室                     |
| (2) 県における管理職等への女性の登用推進 | ①県における女性の登用推進               | 長崎県特定事業主行動計画に基づき、若手職員が多様な経験を積めるような人事配置や、意欲と能力のある女性職員の役職への任用等、様々な方策を講じながら、女性職員の管理職等への積極的な登用を図る。 | 0        | 0        | 県職員の女性管理職員への登用                           | 女性職員の職域の拡大や研修の充実など、様々な方策を講じながら、女性職員の人材育成と勤務意欲の向上に努め、能力を有する女性職員を、管理職をはじめ課長補佐や係長ポストへ積極的に登用する。                                       | 人事課<br>新行政推進室                    |
|                        |                             |  | 0        | 0        | 県職員の女性管理職員への登用                           | 管理職として役割を意識できるポストに女性を積極的に配置し、研修等による人材育成に努めながら、職員個々人の能力、適性などに応じた管理職登用を推進する。  | 教育庁総務課<br>教職員課<br>義務教育課<br>高校教育課 |
|                        |                             |  | 0        | 0        | 管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用の推進              | 昇任選考試験等の合格者について、管理職への登用を推進する。   | 警務課                              |
| (2) 県における女性の登用推進       | ②県における中堅女性職員の育成、能力開発        | 長崎県特定事業主行動計画に基づき、幅広い職域への配置や研修の実施等により、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用に向けた人材育成・能力開発を図る。           | 539      | 544      | 県女性職員の自治大研修への派遣                          | 自治大学校特別課程へ女性職員を参加させ、その資質向上を図る。  | 人事課                              |
|                        |                             |  | (86,807) | (83,253) | 働き方をテーマとした県職員研修の実施                       | 女性だけでなく男性にも共通する働き方をテーマとした研修を実施することにより、その資質向上を図る。  | 新行政推進室                           |
|                        |                             |  | 0        | 0        | 県職員の女性管理職員への登用                           | 管理職として役割を意識できるポストに女性を積極的に配置し、研修等による人材育成に努めながら、職員個々人の能力、適性などに応じた管理職登用を推進する。  | 教育庁総務課<br>教職員課<br>義務教育課<br>高校教育課 |
|                        |                             |  | 0        | 0        | ・女性警察官の専門分野(刑事・交通等)への積極的任用<br>・適材適所な人事配置 | ・専門分野において多くの女性警察官を任用し、実務能力の向上及び育成を図るため、専門分野での勤務経験がない職員を中心にキャリアアップ研修会を開催し、専門分野に対する意識高揚を図る。<br>・女性警察職員の個々の適性及び能力に応じた適材適所な人事配置を実施する。 | 警務課                              |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画  | H29予算   | H30予算    | 事業名・取組名               | 事業・取組の概要                                  | 担当課   |              |
|---|---|----------|-----------------------|---|---|--------------|
| ①「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進   | 「ながさき女性活躍推進会議」により、女性の登用や女性人材の育成について、企業等組織トップのさらなる意識改革を図るとともに、同会議及び「ながさきキラボス会議」を通じ、女性の参画拡大に向けた社会的な気運の醸成を促進する。また、女性の能力や視点を活かした組織づくり等の成功事例に関する情報提供などの支援を行うとともに、女性が活躍する事業所等を表彰し社会的評価を高めることにより、組織における女性の参画促進を図る。 | 29,647   | 18,262                | 企業における女性活躍推進事業                            | ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施<br>・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ②農林水産業や商工業等自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協、漁協や商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を関係団体との連携のもとに促進する。 | 農林水産業や商工業等自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協、漁協や商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を関係団体との連携のもとに促進する。  | (21,000) | (20,686)              | 小規模事業経営改善普及事業(若手後継者等育成支援事業)               | 商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動を支援する。  | 産業政策課        |
|   |   | (1,053)  | (1,053)               | 漁村グループ活動支援事業                              | 漁協女性部による漁村の生活改善運動、組織強化の推進、各種研修会等に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。   | 水産経営課        |
|   |   | 2,328    | 1,866                 | 女性農業者活躍支援事業                               | 農協役員や農業委員等の政策・方針決定過程への女性参画を促進する。  | 農政課          |
| ③役職段階に応じた女性人材育成と登用促進  | 管理職、中堅職員など段階に応じた女性対象の研修等を実施し、登用候補となる女性人材を育成するとともに、組織などで活躍する女性のロールモデル、メンター等の紹介や女性相互のネットワーク化などにより、女性のキャリア形成を支援する。<br>また、経営者対象のセミナー等により女性登用に向けた意識改革を図る。  | 【29,647】 | 【18,262】              | 企業における女性活躍推進事業                            | ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施<br>・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ④女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所等の認証等  | 様々な分野における女性の参画状況について、定期的に調査を行い結果を公表することにより、女性の参画状況の見える化を図る。<br>また、女性の活躍に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより、女性の登用促進を図る。  | 【29,647】 | 【18,262】              | 企業における女性活躍推進事業                            | ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施<br>・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援 | 男女参画・女性活躍推進室 |
|   |   | 【17,938】 | 【14,961】              | ・男女共同参画基本施策推進事業                           | ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」のとりまとめと公表を行う。  | 男女参画・女性活躍推進室 |
|   |   | 【29,647】 | 【18,262】              | ・企業における女性活躍推進事業                           | ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナーなどを行う。<br>・産業労働部と連携し、女性の活躍に取り組む事業所等について認証を行う。  | 雇用労働政策課      |
|   | 0   | 0        | 公共調達における優遇を通じた女性の登用促進 | ・公共工事の入札参加者各付審査において、事業所の女性管理職比率に応じた加点を行う。 | 男女参画・女性活躍推進室監理課   |              |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画   |   | H29予算      | H30予算      | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要   | 担当課                              |
|--|---|------------|------------|--|--|----------------------------------|
| ①セミナーなどによる普及啓発<br>②仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等<br>③仕事と家庭の両立のための職場環境づくりや育児・介護休業取得等の推進<br>④働き方の見直しの推進<br>⑤長時間労働の抑制<br>⑥県における仕事と家庭の両立支援の推進 | 「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発  | 【29,647】   | 【18,262】   | 企業における女性活躍推進事業                                 | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施   | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|  | 仕事と家庭の両立に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより取組の普及を図り、働き方の見直しなどを促進する。                       | 0          | 0          | 仕事と子育ての両立に関する意識啓発                              | 厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報   | こども未来課                           |
|  |   | 12,902     | (10,512)   | 仕事と家庭の両立に関する意識啓発                               | 長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。   | 雇用労働政策課                          |
|  |   | 【29,647】   | 【18,262】   | 企業における女性活躍推進事業                                 | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施   | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|  |   | 【(12,902)】 | 【(10,512)】 | 仕事と家庭の両立に関する意識啓発                               | 長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。   | 雇用労働政策課                          |
|  |   | 【(12,902)】 | 【(10,512)】 | 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業の認証                        | 年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を優良企業として認証し、職場環境の改善を促進する。(Nびか)  | 雇用労働政策課                          |
|  | 育児・介護を行う労働者の継続就労を支援するため、育児・介護休業制度・短時間勤務制度導入の普及啓発などにより、仕事と家庭の両立のための職場環境づくりや男性を含めた育児・介護休業の取得等を推進する。                     | 【29,647】   | 【18,262】   | 企業における女性活躍推進事業                                 | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー等を実施   | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|  |   | (8,813)    | (8,744)    | ・労働相談の実施<br>・「就業規則研修会」の開催<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣 | ・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。<br>・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 | 雇用労働政策課                          |
|  | ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度・フレックスタイム制度・テレワーク等の多様な働き方などについて普及啓発を促進する。特に、時間外労働の縮減、短時間勤務制度等の普及促進を図る。 | 【(12,902)】 | 【(10,512)】 | ・長時間労働の改善に関する普及啓発<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣         | ・長崎労働局と連携し、長時間労働の改善について県内事業所へのパンフレットの配布やポスターの掲示など、普及啓発を行う。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。  | 男女参画・女性活躍推進室                     |
|  | 企業に対して週休2日制の導入を推進とともに、年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減に向けた取組の周知啓発を行う。   | 【(12,902)】 | 【(10,512)】 | ・職場環境づくりアドバイザーの派遣<br>・長時間労働の抑制に向けた周知啓発         | ・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。<br>・長崎労働局と連携し、週休2日制の導入促進や、年次有給休暇の取得促進について普及啓発を行う。  | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室          |
| ⑦県における仕事と家庭の両立支援の推進  | 長崎県特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図る。          | 0          | 0          | 県職員における仕事と家庭の両立支援の推進                           | 特定事業主行動計画に基づき、各種休暇制度等の周知を図り、育児休業・介護休暇の取得促進など、職員が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりに取り組む。  | 人事課<br>新行政推進室                    |
|  |   | 0          | 0          | 県職員における仕事と家庭の両立支援の推進                           | 「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革等に取り組み、長時間勤務の是正や働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護に関する各種制度の周知、特に男性職員が取得できる育児に関する制度（休業、休暇等）の重点的な周知を図る。  | 教育庁総務課<br>教職員課<br>義務教育課<br>高校教育課 |
|  |   | 0          | 0          | 警察職員における仕事と家庭の両立支援の推進                          | 「長崎県警察特定事業主行動計画」に基づき、長時間勤務の是正を始めとする働き方に対する意識改革に取り組むとともに、育児や介護に関する制度の周知徹底を図り、職員が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む。   | 警務課                              |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画                    |                         | H29予算   | H30予算      | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要  | 担当課                     |
|-------------------------|-------------------------|---|------------|--|---|-------------------------|
| (2) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進 | ①男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進 | 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるよう、関係機関との連携を図り、企業への男女雇用機会均等法等関係法令・制度の周知啓発を推進するとともに、ポジティブアクションの促進を図る。<br>また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び国の認定制度について、関係機関と連携して周知を図り、県内企業の取組を促進する。 | 【29,647】   | 【18,262】<br>企業における女性活躍推進事業                     | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施  | 男女参画・女性活躍推進室            |
|                         | ②労働相談の実施                | 労働の場における差別の解消や就業条件の整備に向け、関係機関と連携し、利用しやすい相談体制の充実と相談機関の周知を図る。   | 【(8,813)】  | 【(8,744)】<br>労働相談の実施                           | 長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。  | 雇用労働政策課                 |
|                         | ③妊娠・出産に関する保護            | 女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いを受けることがないよう、関係法令及び指針の周知を図るとともに、事業所の就業規則における産前産後・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を推進し、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備する。   | 【(12,902)】 | 【(10,512)】<br>・就業規則研修会の開催<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣 | ・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |
|                         | ④M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進    | 女性が出産、子育てなどにより就業を中断することなく継続できるよう、経営者等のさらなる意識改革、育児休業制度の普及促進や短時間勤務制度の導入など子育て期間中の女性の雇用環境を整備する。   | 【29,647】   | 【18,262】<br>企業における女性活躍推進事業                     | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施  | 男女参画・女性活躍推進室            |
|                         |                         |   | 【(12,902)】 | 【(10,512)】<br>職場環境づくりアドバイザーの派遣                 | 職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。  | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画  |  | H29予算                   | H30予算                   | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要   | 担当課                     |
|---|--|-------------------------|-------------------------|--|--|-------------------------|
| (3) ハラスメント防止対策の推進                             | ①セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進                      | 【(8,813)】<br>【(12,902)】 | 【(8,744)】<br>【(10,512)】 | ・労働相談の実施<br>・「就業規則研修会」の開催<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣 | ・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。<br>・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |
|   | ②マタニティ・ハラスメント防止対策の推進                       | 【(8,813)】<br>【(12,902)】 | 【(8,744)】<br>【(10,512)】 | ・労働相談の実施<br>・「就業規則研修会」の開催<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣 | ・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。<br>・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |
|   | ③各種ハラスメントへの対応                              | 【(8,813)】               | 【(8,744)】               | ・労働相談の実施                                       | ・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。  | 雇用労働政策課                 |
| (4) 「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就労支援 | ①「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就労支援 | 15,873                  | 15,625                  | 女性の再就職応援事業                                     | 長崎県総合就業支援センター内に設置した女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就職を希望する女性に対してキャリアカウンセラーによる個別相談や各種セミナー等を実施し、女性のライフステージに応じたきめ細かな就労支援を行う。また、県内各地域で巡回相談を行う。   | 男女参画・女性活躍推進室            |
| (5) 「再就職希望者に対する支援」等による就労支援及び短時間労働者等に対する支援策の充実 | ②再就職希望者に対する支援                              | (104,175)               | (101,761)               | 就業支援の実施  | ・フレッシュワークにおいて、概ね44歳以下の若年者を対象に教育段階から職場までの様々な段階における就職支援を行う。<br>・再就職支援センターにおいて、概ね45歳以上の方を対象に個別カウンセリング、各種セミナー、情報提供を実施し、ハローワークと連携して、相談から就職に至るまでの就職支援を行う。  | 雇用労働政策課                 |
|   | ③短時間労働者対策の推進                               | 【(12,902)】              | 【(10,512)】              | ・「就業規則研修会」の開催<br>・職場環境づくりアドバイザーの派遣             | ・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。<br>・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。  | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |
|   | ④同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進                       | 【(12,902)】              | 【(10,512)】              | 職場環境づくりアドバイザーの派遣                               | 職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。   | 雇用労働政策課                 |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画                 |                                    | H29予算   | H30予算                            | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要  | 担当課  |                         |
|----------------------|------------------------------------|---|----------------------------------|---|---|--|-------------------------|
| (5) 女性の職業能力の開発への支援   | ①女性の職業能力の開発への支援                    | 国に関する機関等との連携を強化し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報の提供を行うとともに、高等技術専門校における訓練や民間への委託訓練を通じて、就業を希望する女性が職業能力を開発するため支援を行う。 | (763,445)                        | (814,531)   | ①高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターとの連携<br>②長崎労働局との連携<br>③高等技術専門校の施設内訓練<br>④民間教育訓練機関を活用した委託訓練  | ①ボリテクセンターの運営主体である高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターと定期的に訓練規模等に関する意見交換を実施<br>②マザーズハローワーク等公共職業安定機関と連携した職業訓練の紹介<br>③長崎・佐世保の高等技術専門校の新規高卒対象(410名)・求職者対象(10名)で訓練実施(合計420名)<br>④民間教育訓練機関等で離職者の訓練実施(1,568名) | 雇用労働政策課<br>男女参画・女性活躍推進室 |
| (6) 女性の職域拡大等による人材の確保 | ①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援 | 建設業等男性が多い職場や介護施設などにおける人材の確保のため、女性が働きやすい環境整備に対する支援を行う。   | 【29,647】<br><br>(6,066)<br><br>0 | 企業における女性活躍推進事業<br><br>①経営・労働環境改善支援事業<br>②介護職員待遇改善加算取得促進特別支援事業<br><br>女性技術者・技能者ネットワークの構築 | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施<br><br>①県内8圏域に専門家を配置し、セミナーやコンサルティング等を通じ、経営・労働環境の改善を図る。<br>②介護職員待遇改善加算取得について、制度の周知・広報(リーフレットの作成等)を行うとともに、介護事業所へ専門家から助言・指導等を実施し、取得促進を図る。<br><br>・県内建設業の担い手確保・育成に関する取り組みを推進するためにH26に設立した産官学連携建設業人材確保育成協議会の中で、女性の入職促進、キャリアアップ等のための課題、方向性を産官学で検討して行かれた「女性活躍推進検討WG」をH28、H29に引き続き今年度も開催する。<br>・女性が建設現場等で働く際の課題、悩み、改善に向けた工夫などを情報共有し、解決に向けた糸口を探るために、「女性技術者・技能者情報交換会」を開催する。<br>・女性の入職を促進するとともに、建設業のイメージアップを図るために、「女性のための現場見学会」を開催する。 | 男女参画・女性活躍推進室<br><br>長寿社会課<br><br>建設企画課   |                         |
|                      | ②医療・看護分野における女性の定着支援                | 看護師の県内就職を促進するとともに、出産・子育て等による女性医師の離職防止及び育児と勤務両立支援のためのメディカルワーカーライフバランスセンターにおいて総合的な取組を実施。                        | (12,000)<br><br>(5,797)          | ・看護師等県内就業定着促進事業<br>・女性医師等就労支援事業   | ・県内の医療機関における看護職員の確保を図るために、県内の看護師等学校養成所や大学が実施する県内就業促進に係る取り組みに対し経費を補助する。<br>・出産子育て等による女性医師の離職防止及び復職支援を行うと共に育児と勤務の両立支援を行う。   | 医療人材対策室  |                         |
|                      | ③女性の職域拡大に関する支援及び情報発信               | 女性の職域拡大のための技能習得等に対する支援や、建設業、理工系職場などで女性が活躍している事例などの情報発信を行う。  | 【29,647】<br><br>0                | 企業における女性活躍推進事業<br><br>「DOVOC通信ながさき」等による情報発信   | ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施<br><br>長崎県の土木をわかりやすく紹介する「DOVOC通信ながさき」(年3回発刊)において、このうち1回に活動内容を掲載する。   | 男女参画・女性活躍推進室<br><br>建設企画課  |                         |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標3 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

| 基本計画                                  |                                    | H29予算   | H30予算                      | 事業名・取組名                    | 事業・取組の概要   | 担当課   |              |
|---------------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------|----------------------------|--|---|--------------|
| (1)大浦お慶プロジェクトの実施                      | ①女性人材の育成支援と活動機会の拡大に向けた支援           | 新たに活動しようとする女性人材に対し、セミナー等による育成支援を行うとともに、活動機会の拡大に向け、交流の場の提供やPRなどの支援を行う。   | 【353】                      | 【353】                      | 男女共同参画基本施策推進事業<br>(女性力でながさきを活性化！会議)                            | 大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。   | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                                       | ②「女性力でながさきを活性化！会議」及び女性人材ネットワークの活用  | 県内の各分野で活躍している女性をメンバーとする「女性力でながさきを活性化！会議」を活用し、新たに活動しようとする女性のフォローアップを行う。<br>また、女性人材のネットワークをホームページに掲載して人材の見える化を図り、女性の活躍の機会を拡大するとともに、人材相互の交流による活動の活性化を図る。 | 【353】                      | 【353】                      | 男女共同参画基本施策推進事業<br>(女性力でながさきを活性化！会議)                            | 大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。   | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (2)「大浦お慶起業家育成プログラム」等による女性の起業等社会進出への支援 | ①「大浦お慶起業家育成プログラム」による女性の起業等社会進出への支援 | 女性に特化した起業支援を行う「大浦お慶起業家育成プログラム」により、起業したい女性の掘り起こしから起業後の広報・周知等まで、継続的に支援する。   | 1,903<br>【15,873】<br>【353】 | 1,774<br>【15,625】<br>【353】 | 女性起業家応援事業<br>女性の再就職応援事業<br>男女共同参画基本施策推進事業<br>(女性力でながさきを活性化！会議) | ・女性起業家の掘り起こしや女性起業家等のネットワーク構築、起業相談体制の充実等により、女性の新しいキャリアステージである起業を推進する。<br>・長崎県総合就業支援センターの女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、長崎県産業振興財団と連携し、起業相談を実施する。<br>・大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                                       |                                    |   | (109,474)                  | (76,514)                   | ・創業相談<br>・ビジネス支援プラザ運営  | ・創業相談の実施<br>・インキュベーション施設であるビジネス支援プラザの運営   | 新産業創造課       |
|                                       | ②創業・起業の支援                          | 市町を中心とした創業支援体制を構築するとともに、長崎県産業振興財団などの関係機関と連携した創業者向けの研修や、市町が取り組む創業者発掘事業への支援等を実施する。  | 【(109,474)】                | 【(76,514)】                 | ・創業相談<br>・ビジネス支援プラザ運営  | ・創業相談の実施<br>・インキュベーション施設であるビジネス支援プラザの運営   | 新産業創造課       |

予算額について

注1: 初当予算額を記載。

注2: 男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3: 再掲は【 】書きで記載。

注4: 予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

| 基本計画                         |   | H29予算       | H30予算       | 事業名・取組名                                    | 事業・取組の概要   | 担当課   |
|------------------------------|---|-------------|-------------|--|--|-------|
| ①女性の経済的地位の向上                 | 家族の話合いをベースとする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営の法人化等を推進する。また、女性の認定農業者の拡大、女性の行う部門経営や農林水産業に関係する起業活動を支援する。                   | 【1,053】     | 【1,053】     | 漁村グループ活動支援事業                               | 各地区女性部が浜の魅力の保存・発見・活用を推進するための講習会や先進地視察等の活動や地域資源の活用などの起業の取組を支援する。  | 水産経営課 |
|                              |   | 【2,328】     | 【1,866】     | 女性農業者活躍支援事業                                | 家族経営協定の締結推進と併せ、認定農業者の共同申請を推進する。<br>農業経営の課題解決活動や経営改善計画の見直し支援を行い、経営者としての自覚や経営意識の向上を図る。                         | 農政課   |
|                              |   | (19,798)    | (16,789)    | 元気ある担い手アクション支援事業                           | 認定農業者の個別経営指導や実践研修等を通じて女性認定農業者の拡大や経営体の育成強化を図るとともに法人化を目指す家族経営体への支援を行う。   | 農業経営課 |
| (1)女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり | 生産活動などの中心的役割を果たしている女性に対し、経営管理能力や栽培技術向上を図るために研修や交流の機会を拡充する。<br>また、農業士、漁業士等農山漁村の女性リーダーや商工業等自営業における女性リーダーの育成を促進する。 | 【(21,000)】  | 【(20,686)】  | 小規模事業経営改善普及事業<br>(若手後継者等育成支援事業)            | 商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の経営能力や技術の向上を図る。   | 産業政策課 |
|                              |   | 【(1,053)】   | 【(1,053)】   | 漁村グループ活動支援事業                               | ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。<br>・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。 | 水産経営課 |
|                              |   | 【2,328】     | 【1,866】     | 女性農業者活躍支援事業                                | 農業経営の課題を解決するため、個別支援を行なながら、必要に応じて専門アドバイザーの派遣等を実施し、経営管理能力や、栽培技術向上を図る。  | 農政課   |
|                              |   | (8,614)     | (6,018)     | 地域循環型人材育成システム構築事業                          | 農業高校生等の就農意欲喚起や青年農業者への組織活動支援、男女共同参画の推進、地域の農業振興などの役割を担う農業士の認定を行い、研修会等を通して資質の向上により、女性を含めた地域農業リーダーの育成を図る。        | 農業経営課 |
| ③労働環境の整備促進                   | 安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を行う。<br>また、漁港等における誰もが働きやすい施設整備を推進する。                             | 【(21,000)】  | 【(20,686)】  | 小規模事業経営改善普及事業<br>(若手後継者等育成支援事業)            | 商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の労働条件の整備促進を図る。  | 産業政策課 |
|                              |   | 【(1,053)】   | 【(1,053)】   | 農山漁村における男女共同参画活動の推進                        | 県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動等を推進する。   | 水産経営課 |
|                              |   | (8,184,942) | (7,496,379) | 水産基盤整備費<br>農山漁村地域整備交付金<br>(公共:漁港・漁村の基盤整備等) | 漁業に従事する高齢者や女性にとっても安心して働くことができる漁港・漁村の環境を整えるため、潮位の干満に対応した浮桟橋や防風・防暑施設等の整備を推進する。                                 | 漁港漁場課 |
|                              |   | 【2,328】     | 【1,866】     | 女性農業者活躍支援事業                                | 家族経営協定の推進を通して、労働条件の整備について改めて意識付けや指導を行う。  | 農政課   |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

| 基本計画                                       |   |             | H29予算      | H30予算                           | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要 | 担当課 |
|--|---|-------------|------------|---------------------------------|---|----------|-----|
| (2)<br>農水商工連携、<br>6次産業化、<br>地域間交流等への<br>支援 | ①農水商工連携や地域資源活用の取組、農山漁村における農水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の起業など「6次産業化」の取組推進にあたって、意欲ある女性の取組を支援する。 | 【(21,000)】  | 【(20,686)】 | 小規模事業経営改善普及事業<br>(若手後継者等育成支援事業) | 商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の各種取組を支援する。  | 産業政策課    |     |
|  |   |             |            |                                 |   |          |     |
|  |   | 0           | 0          | 農商工連携ファンド事業                     | 県内の中小企業者等と農林漁業者が連携して行う新商品の開発や販路開拓などの取組を支援する。  | 企業振興課    |     |
|  |   | (124,139)   | (事業廃止のため)  | 新水産業収益性向上・活性化支援事業               | 漁村の女性グループ等で漁村の活性化を図る団体等が、漁業体験や魚食に着目した地域資源を活用する取組等に対し支援する。   | 漁政課      |     |
| ②地域間交流等への支援                                | 農林漁業体験を担う人材の育成などグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等の推進を図り、女性の参画機会の拡大につなげる。                              | 15,013      | 15,798     | 6次産業化ネットワーク推進事業                 | 6次産業化の推進を行うサポートセンターを設置し、プランナー派遣による事業計画支援、商品開発及び販路拡大の支援を行うとともに、各地域での研修会等と併せて、市町等で開催される創業塾等との連携により、企業マインドをもつ人材の育成を図る。 | 農産加工流通課  |     |
|  |   | 【(124,139)】 | (事業廃止のため)  | 新水産業収益性向上・活性化支援事業               | 漁村の女性グループ等で漁村の活性化を図る団体等が、漁業体験や魚食に着目した地域資源を活用する取組等に対し支援する。   | 漁政課      |     |
|  |   | (2,679)     | (5,910)    | 未来につなぐグリーン・ツーリズム発展事業            | 農林漁業体験プログラムの充実や農林漁業体験民宿の開業支援の推進など、国内外の旅行客受け入れに向けた体制整備や、誘客につながる取組等を支援するとともに、関係機関と連携し県内外への情報発信や人材育成に取り組む。             | 農山村対策室   |     |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本計画                 |   | H29予算  | H30予算  | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要  | 担当課                                    |
|----------------------|---|--|--|---|---|--|
| (1)家庭生活における男女共同参画の推進 | ①啓発と学習機会の充実<br><br>家庭生活や家庭教育における男女共同参画を促進するため、家族が互いに尊重し協力しあつて家事・育児・介護などに取り組むよう、啓発活動や生涯を通じた多様な学習機会の提供に努める。   | 【17,938】<br><br>1,587<br><br>2,579             | 【14,961】<br><br>797<br><br>1,912             | 男女共同参画基本施策推進事業<br><br>家庭教育支援対策推進事業費<br><br>①PTA研修会<br>②公立高等学校PTA研修会                       | ・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施<br>・家庭における男女共同参画を女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援<br><br>①地域の人材で構成する家庭教育支援チームが家庭等を訪問し、学習機会、相談対応や情報提供を行う。<br>②家庭教育支援のための子育て・親育ち講座「ながさきアマリープログラム」の普及   | 男女参画・女性活躍推進室<br><br>生涯学習課<br><br>生涯学習課 |
|                      |   |  |  |   | ①子育てや子どもを取り巻く環境浄化など、今日的な課題を題材としてPTA活動のあり方について研修を深める。《県内6会場》<br>②親と教師が一体となり、家庭・学校・地域の望ましい連携を模索するとともに「PTA活動の活性化」や「生徒の健全育成」等について研修を深める。《県内8会場》(父親に対する参加の呼びかけなど)  |  |
|                      |   |  |  |   |   |  |
| (2)地域社会における男女共同参画の推進 | ②男性の家事・育児参画の促進<br><br>男性の家庭生活への参画は、男性の豊かな生活や自立促進及び少子化対策などにつながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図る。<br>また、男性の育児休業取得の促進や子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う中小企業への支援などにより、男性の家事・育児参画の取組に対する気運の醸成を図る。   | 【17,938】<br><br>【29,647】<br><br>1,612<br><br>0 | 【14,961】<br><br>【18,262】<br><br>812<br><br>0 | ・男女共同参画基本施策推進事業<br><br>・企業における女性活躍推進事業<br><br>・若者意識改革事業<br><br>・仕事と子育ての両立に関する意識啓発         | ・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施<br>・男性の家庭生活への参画を男女共同参画、女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援<br>・ながさき女性活躍推進会議と連携し、働き方改革に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を行う。<br>・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。 | 男女参画・女性活躍推進室                           |
|                      |   |  |  |   | 厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報  | こども未来課                                 |
|                      |   |  |  |   | ・長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。<br>・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関する保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。  | 雇用労働政策課                                |
|                      |   |  |  |   |   | 男女参画・女性活躍推進室                           |
| (2)地域社会における男女共同参画の推進 | ①地域社会における男女共同参画の推進<br><br>働いている男女がともに、職場優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することは、男女の豊かな生活や社会の活性化につながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図るとともに、自治会など地域における女性の参画拡大等について、啓発や情報提供を行う。<br>また、特に定年退職した人が地域活動やボランティア活動へ参加できるよう、情報や研修機会の提供に努める。 | 1,439<br><br>(27,006)<br><br>【17,938】          | 2,381<br><br>(25,660)<br><br>【14,961】        | 長崎県小さな楽園プロジェクト推進事業(アドバイザー派遣)<br><br>・NPOボランティア活動促進費<br>・ボランティア振興事業費<br><br>男女共同参画基本施策推進事業 | 地域が主体的に取り組む集落の維持・活性化の取組や持続可能な地域コミュニティを推進していくため、担い手人材の育成や地域が主体となった自立性・継続性のある取組とするための仕組みづくり等を支援するとともに、地域コミュニティ活動への県民参加促進に向けた情報発信等を実施する。   | 地域づくり推進課                               |
|                      |   |  |  |   | ・NPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センターにおいて、研修の機会とともに広く地域活動やボランティア活動の情報を提供<br>・県社会福祉協議会が行うボランティア振興事業を支援することにより、身近なところでボランティア活動に関する相談の場や活動に参加する機会を提供  | 県民協働課                                  |
|                      |   |  |  |   |   |  |
| (2)地域社会における男女共同参画の推進 | ②女性リーダーの育成支援<br><br>地域社会における男女共同参画を推進するNPOや地域活性化グループなどの女性リーダーを育成するため、研修等への支援を行う。  | 【(27,006)】<br><br>【17,938】                     | 【(25,660)】<br><br>【14,961】                   | NPOボランティア活動促進費<br><br>男女共同参画基本施策推進事業  | 県民ボランティア活動支援センターにおいて、効果的な人材育成のため、県内全域で対象・目的別の研修を実施  | 県民協働課                                  |
|                      |   |  |  |   | 男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施。  | 男女参画・女性活躍推進室                           |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

#### 政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本計画               |                       | H29予算    | H30予算    | 事業名・取組名                       | 事業・取組の概要  | 担当課          |
|--------------------|-----------------------|----------|----------|-------------------------------|---|--------------|
| 画の推進               | ③地域の女性団体等との連携及び支援     | 0        | 0        | 女性団体の支援                       | 女性の社会参画を促進するため、県内の女性団体との連携及び情報交換等を行う。   | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                    | ④地域における実践的取組の推進       | 670      | 670      | 婦人会活動活性化事業                    | 長崎県地域婦人団体連絡協議会が行う下記の取組を支援することにより、婦人会活動の活性化を図る。<br>①運営委員会の実施<br>②会員の「活動推進研修会」<br>・リーダー研修<br>・会員研修<br>③「実践発表会」の実施<br>④活動状況等の広報・啓発活動 | 生涯学習課        |
| （3）防災における男女共同参画の推進 | ①男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 | 【1,086】  | 【1,086】  | 男女共同参画基本施策推進事業                | 県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、男女共同参画推進員やアドバイザー等が地域で推進活動をする際に必要なスキル等を学ぶ研修を実施。   | 男女参画・女性活躍推進室 |
| （3）防災における男女共同参画の推進 | ②避難場所等における配慮          | (895)    | (447)    | 一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)         | 災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。                           | 危機管理課        |
|                    | ③防災現場への女性の進出促進        | 【(895)】  | 【(447)】  | 一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)         | 災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。                           | 危機管理課        |
|                    | ④防災現場への女性の進出促進        | (70,714) | (47,280) | 緊急災害救助費(災害救助法適用時の応急救助等に要する経費) | 災害救助法に基づき避難場所等の設置をする場合、簡易間仕切り設備等による女性への配慮、プライバシーの確保に努める。  | 福祉保健課        |

予算額について

注1: 初当予算額を記載。

注2: 男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3: 再掲は【 】書きで記載。

注4: 予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画                     |  | H29予算            | H30予算            | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要   | 担当課                     |
|--------------------------|--|------------------|------------------|--|--|-------------------------|
| ①暴力を防ぐための関係法令を適用しての厳正な対処 | 女性を取り巻く犯罪に對し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童買春・児童ポルノ法など、関係法令の厳正な運用を図り、暴力を許さない環境づくりを推進する。   | 9,648            | 9,416            | 女性をとりまく犯罪に對し、また、被害を防ぐために関係法令を適用しての厳正な対処  | 各種法令を適用し、事案に応じた最も妥当な警察措置を行う。   | 生活安全企画課<br>少年課<br>捜査第一課 |
| ②相談窓口の周知                 | 女性に対する暴力に関する県内における相談窓口について広く県民に周知を図る。  | 【17,938】         | 【14,961】         | 男女共同参画基本施策推進事業   | 相談カード・リーフレットを活用し相談窓口の設置について広く周知を図る。  | 男女参画・女性活躍推進室            |
|                          |  | 0                | 0                | 婦人保護事業   | ①ホームページ、リーフレットにより周知<br>②内閣府事業「DVナビ」の活用   | こども家庭課                  |
|                          |  | 52               | 52               | 「性犯罪被害110番」の県民への周知   | 多様な機会を活用しての県民への周知  | 捜査第一課                   |
| ③意識啓発の推進                 | 性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力に対して、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く意識啓発に努める。  | 【17,938】         | 【14,961】         | 男女共同参画基本施策推進事業   | DV・デートDV・JKビジネス等予防のための啓発資料作成を行い、ホームページや広報誌等を活用した啓発活動を実施する。   | 男女参画・女性活躍推進室            |
|                          |  | 1,453            | 1,453            | 婦人保護事業   | ①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施<br>②大学生等を対象としたデータDV予防授業の実施<br>③社会人を対象としたDV予防教育の実施<br>④児童養護施設等を対象としたDV予防教育   | こども家庭課                  |
|                          |  | 0                | 0                | 女性に対する暴力の予防・根絶に向けての意識啓発の推進   | ストーカー、DV事案等の取扱い時に、被害者の意向やプライバシーに配慮しながら、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する防犯指導等を実施して当事者らの意識啓発を図るとともに、ホームページや広報誌等の広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。   | 生活安全企画課                 |
| ④女性を犯罪被害から守る対策の推進        | 女性が被害に遭いやすい場所のパトロール、女性への防犯指導、インターネットの適切な利用に向けた学校等と連携した啓発などの防犯対策を充実・強化する。<br>また、つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進する。 | 1,547<br>【3,927】 | 1,455<br>【4,645】 | ①女性の犯罪被害防止に向けたパトロール等街頭活動の強化<br>②防犯意識の浸透を図るための防犯講話の実施<br>③相談への適切な対応や支援の実施<br>④声掛け・つきまとい事案等事件に発展するおそれのある前兆事案についての先制・予防的活動<br>⑤関係機関との連携<br>⑥インターネットの適切な利用に向けた啓発 | ①被害多発場所等へのパトロールを強化する。<br>②犯罪被害の未然防止を図るため、大学生に対する防犯講話及び護身術訓練並びに地域住民に対する防犯講話を実施して、防犯意識の高揚を図る。<br>③ストーカー、DV事案等に係る相談等に対しては、被害者に対する警察本部長等の援助(再被害防止のための監視警戒システムや携帯型緊急通報装置等装備資機材の貸出し・一時避難のための公費による宿泊費負担制度利用)、防犯指導・助言等を実施するとともに、事件化、加害者に対する指導警告等の保護対策を推進する。<br>④声掛け・つきまとい等重大事件に発展するおそれのある前兆事案については、重大な性犯罪等への発展を未然に防ぐため、行為者の検挙、指導・警告等の先制・予防的活動を推進する。<br>⑤シェルター等関係機関との連携を強化し、適切な保護対策を推進する。<br>⑥非行防止教室等により、インターネットの適切な利用の啓発を実施する。 | 生活安全企画課<br>少年課          |
| ⑤女性に対する暴力についての実態把握       | 潜在化したり、個人的な問題として矮小化される傾向にある女性に対する様々な形態の暴力について、各種相談機関における相談実績を分析し、実態把握に努める。   | 0                | 0                | 婦人保護事業   | ①厚生労働省、内閣府への相談内容及び件数などの統計報告にかかる分析<br>②こども・女性・障害者支援センター業務報告(相談内容及び件数など)による詳細分析  | こども家庭課                  |
|                          |  | 190,797          | 190,698          | ①相談・支援体制の充実による実態把握<br>②DV被害者への支援を通じた実態把握   | ①ストーカー、DV事案等については、事案に対応する警察職員に対し、迅速、的確かつ組織的な対処等を隨時指導・教養して警察本部及び警察署の相談・支援体制の整備充実を図るとともに、相談受理時、ストーカー、DV又は男女間トラブル事案に該当した場合には、全件受理してその実態を把握し、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する支援等の保護対策を推進する。<br>②被害者の意向に配意しながら、事件化や加害者への指導警告、被害者に対する防犯指導や援助(住民基本台帳事務における支援、行方不明者届の不受理等)等を積極的に実施する。   | 生活安全企画課                 |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画                     |   | H29予算    | H30予算    | 事業名・取組名                                | 事業・取組の概要   | 担当課          |
|--------------------------|---|----------|----------|--|--|--------------|
| ①相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実 | 配偶者暴力相談支援センターの機能強化と市町配偶者暴力支援センターの設置促進、関係者の資質向上、暴力への迅速かつ適切な対応、被害者の安全確保のためのシェルター等の確保、一時保護中の支援、退所後のステップハウス等における自立支援など、被害者に対して切れ目のない支援を充実させる。 | 55,498   | 50,814   | 婦人保護事業                                 | ①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言<br>②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催<br>③緊急時の安全の確保と同行支援の充実<br>④一時保護委託の拡充<br>⑤同伴児童への支援<br>⑥入所者の生活の向上<br>⑦退所後の自立支援 | こども家庭課       |
| (2)配偶者等からの暴力への対策の推進      | 配偶者等からの暴力の防止のため、DV予防教育の実施など啓発の充実を図る。  | 【17,938】 | 【14,961】 | 男女共同参画基本施策推進事業                         | 女性に対する暴力をなくす運動期間におけるDV・デートDV予防のための啓発資料作成を行い、広報誌・新聞等の広報媒体を活用し啓発活動を行う。   | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                          |   | 【1,453】  | 【1,453】  | 婦人保護事業                                 | ①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施<br>②大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施<br>③社会人を対象としたDV予防教育の実施<br>④児童養護施設等を対象としたDV予防教育   | こども家庭課       |
| ③加害者更生のための対応の手法の研究       | 加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を行い、市町等の関係機関に情報提供を行い共有化を図るとともに、更生の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や対応の手法について民間支援団体等の協力を得ながら引き続き研究を行う。  | 0        | 0        | 加害者更生のための対応の手法の研究                      | 加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を隨時実施。  | こども家庭課       |
| ④関係機関の連携強化               | 「長崎県DV対策等推進会議」や市町・警察等関係機関・民間支援団体等のネットワーク化により、それぞれの役割を認識し、緊密に連携し、DV発生の予防とDV被害者への切れ目のない支援のための推進体制を整備する。                                     | 【55,498】 | 【50,814】 | 婦人保護事業                                 | ①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言<br>②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催<br>③緊急時の安全の確保と同行支援の充実<br>④一時保護委託の拡充<br>⑤同伴児童への支援<br>⑥入所者の生活の向上<br>⑦退所後の自立支援 | こども家庭課       |
|                          |   | 0        | 0        | ①DV対策等推進会議の効果的運用<br>②配偶者暴力相談支援センターとの連携 | ①DV対策等推進会議において、関係機関・団体による総合的なDV対策の推進のための連絡・協議を実施する。<br>②配偶者暴力相談支援センター等関係機関との緊密な連携、情報の共有化を図り、被害者保護対策を推進する。                                    | 生活安全企画課      |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画               |                   | H29予算  | H30予算   | 事業名・取組名 | 事業・取組の概要  | 担当課   |          |
|--------------------|-------------------|--|---------|---------|---|---|----------|
| (3)性犯罪・性暴力等への対策の推進 | ①性犯罪被害者への配慮       | 女性警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害女性に配慮した対応に努め、性犯罪の潜在化の防止を図る。   | 【132】   | 【132】   | ①被害届を出しやすい体制づくり<br>②「性犯罪被害110番」の活用<br>③「性犯罪指定捜査員」の指定<br>④産婦人科医会とのネットワーク構築 | ①被害者が安心して被害届を提出できるような体制を確立し、性犯罪の潜在化の防止を図る。<br>②性犯罪被害対応専用の相談電話を設置しているが、24時間対応とし、相手の希望する性別の警察官を対応させることで、性犯罪の潜在化防止を図る。<br>③被害者が女性警察官の対応を希望した場合に備え、各警察署の女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、対応に当たらせるとともに、指定捜査員の能力向上を図る。<br>④医会とのネットワークの構築により、医会と警察が相互に理解と協力をもって、診察や証拠物件の採取等を実施することで、被害者の二次的被害を防止し、性犯罪の立証を図る。 | 捜査第一課    |
|                    | ②カウンセリングの充実       | 性犯罪被害者の心のケアの充実を図るため、精神的な被害についても的確に把握し、カウンセリングの専門知識を有する団体や民間被害者支援団体等との連携の強化に努めるとともに、臨床心理士の資格を取得した警察職員を部内カウンセラーとして運用し、被害直後から早期支援に従事させることで、性犯罪被害者の心身の負担軽減を図る。 | 2,072   | 1,422   | ①性犯罪被害者に対するカウンセラーの派遣<br>②性犯罪被害者の経済的負担の軽減<br>③長崎犯罪被害者支援センターとの連携            | ①専門的カウンセリングが必要と認められる被害者について、部内の臨床心理士又は「長崎県臨床心理士会」に登録されたカウンセラーから適任者を選定して派遣する。<br>②被害者が自ら精神科医又は臨床心理士によるカウンセリングを受診した場合における診療費又はカウンセリング費用の公費負担制度を制定し、被害者の経済的負担を軽減する。<br>③犯罪被害者等早期援助団体「長崎犯罪被害者支援センター」との連携により専門的カウンセリングの充実を図る。  | 警務課      |
|                    | ③性暴力被害者支援体制の充実    | 性暴力被害者を支援するための窓口を設置し、関係機関・団体との連携により総合的な支援を提供する体制の充実に努める。   | 10,127  | 9,656   | H29性暴力被害者支援事業<br>H30犯罪被害者等支援事業  | 性暴力被害者支援「サポートながさき」を設置し、(公社)長崎犯罪被害者支援センターに業務を委託して、電話、面接相談のほか、付添支援、医療支援、法律相談、カウンセリングに関する支援を行う。  | 交通・地域安全課 |
| (4)ストーカー行為等への対策の推進 | ①被害者の親族等の支援及び防犯対策 | 被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、ストーカー行為として加害者への警告等を行うことにより、その親族等の保護に努める。  | 【3,927】 | 【4,645】 | 被害者の親族等の支援及び防犯対策  | 被害者のみならず、その親族等に対するパトロール等の警戒活動を行うとともに、110番通報者登録システムへの登録、携帯型緊急通報装置や監視カメラの貸出し、公費負担による宿泊施設への避難措置等の支援を行い、保護対策を推進する。  | 生活安全企画課  |
|                    | ②広報・啓発の推進         | ストーカー行為の定義、ストーカー事案に関して警察がとりうる措置、ストーカー規制法上の保護対象等について、ホームページ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広く県民に啓発し、ストーカーの根絶に向けた意識高揚を図る。   | 0       | 0       | 広報・啓発の推進  | ホームページや広報紙等、各種広報媒体を活用した情報発信及び防犯講話を通じて意識啓発を図るとともに、各種キャンペーン等を利用してストーカー事案等に関する啓発活動を推進する。   | 生活安全企画課  |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画              |                      | H29予算   | H30予算                    | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要   | 担当課    |
|-------------------|----------------------|---|--------------------------|---|--|--------|
| (1)生涯を通じた女性の健康支援  | ①女性の健康保持のための相談・指導の充実 | 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制の充実に努める。   | 2,207                    | 1,945<br>健やか親子サポート事業  | 県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、身近な保健所において、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。<br>また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。  | こども家庭課 |
|                   | ②子宮がん、乳がんの予防対策の実施    | 子宮がん、乳がんから女性を守るために、罹患の実態について広く情報提供を行なながら、検診受診率の向上を図る。   | 2,620                    | 2,068<br>がん普及啓発事業   | がん検診の受診促進のため、講演会・研修会の開催、ポスター・チラシ作成等の受診勧奨普及啓発活動を推進する。   | 医療政策課  |
| (2)妊娠・出産に係る女性への支援 | ①妊娠・出産に係る女性への支援      | 妊娠・出産、子育てに関する悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなどを子育てに関する指導・助言について、妊娠婦や乳幼児の健康診査や健康指導等を市町と連携しながら充実させる。<br>また、不妊に悩む人が多いことから、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、高額経費が必要な不妊治療に対しては経済的支援を行う。 | 1,226,534<br>うち再掲【2,207】 | 1,187,830<br>うち再掲【1,945】<br>①母子特定疾病対策事業<br>②福祉医療費助成事業<br>③母子保健専門強化事業<br>④健やか親子21推進事業<br>⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業<br>⑥健やか親子サポート事業<br>⑦妊娠婦等相談支援ネットワーク構築事業<br>⑧子ども子育て支援事業<br>⑨特定不妊治療費助成事業 | ①身体に障害のある児(育成医療)・未熟児(養育医療)・小児慢性特定疾患児(小児慢性疾患治療研究)に対し医療等の給付を行うとともに、不妊治療を希望する夫婦に治療費の一部を助成。<br>②乳幼児(0歳～就学前)、ひとり親家庭の親と子、寡婦等の医療費の一部を助成。<br>③先天的な代謝異常等の早期発見、ATL(成人T細胞白血病)の感染防止、未熟児に対する家庭訪問指導等を行う。<br>④障害を持つ児童・長期療養が必要な児童・保護者を対象に、相談指導、発達訓練等の支援を行うとともに、発達障害児(者)に対する支援体制の充実を図る。<br>⑤産科医療機関と行政が連携して、妊娠期から早期に支援し、妊娠婦の心身の安定を図り、児童虐待の予防につなげる。<br>⑥各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、身近な保健所において、不妊を含めた相談に対応できる体制を作ることにより「健やか親子21」の推進を図る。<br>⑦産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。<br>⑧乳児家庭全戸訪問事業を行う市町及び乳児全戸訪問事業により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に、養育に関する相談等の支援を行う市町に補助を行う。<br>⑨不妊に悩む夫婦が増加する中、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。 | こども家庭課 |
| 対策の充実             | ②周産期医療の充実            | 高度な周産期医療を行う総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターと、健診や正常分娩を取り扱う産科病院・診療所等との機能分化と相互連携を図り、妊娠、出産から新生児に至る医療を効果的に提供できる周産期医療システムの整備を図る。   | 20,381                   | 17,751<br>①周産期医療確保対策事業費(周産期母子医療センター運営事業)<br>②長崎県周産期医療検討委員会の開催<br>③母体急変時の初期対応強化事業  | ①周産期母子医療センターの診療機能、病床数、及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る補助を行うことで、地域における周産期医療体制の確保を図る。<br>②周産期母子医療センターと、地域の産科病院・診療所や在宅医療体制等との機能分化・相互連携により、周産期医療を効果的に提供できるシステムの検討を行う。<br>③周産期医療関係者に標準的な母体救命法を普及させることにより、効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図る。  | 医療政策課  |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画                  |                    | H29予算   | H30予算   | 事業名・取組名                        | 事業・取組の概要   | 担当課      |
|-----------------------|--------------------|---|---------|--------------------------------|--|----------|
| (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進 | ①HIV／エイズ、性感染症対策の推進 | 性感染症は特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、感染予防のための啓発普及を学校・地域において関係機関と密接な連携のもと実施し、HIV／エイズ等に関する相談・検査体制の充実を図り、早期発見・早期治療に繋げ、感染拡大防止に取り組む。 | 4,990   | 4,372 感染症予防事業                  | HIVの即日・夜間検査とクラミジア検査の実施などにより、性感染症等への感染を予防する。特にエイズについては、12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。<br>具体的には、<br>・パンフレット及び啓発グッズ等の配布<br>・保健所による学校へのエイズ等性感染症予防講話の実施<br>・県内全保健所によるHIV・クラミジア検査の実施<br>・長崎市内医療機関を利用したHIV休日・夜間検査の実施 | 医療政策課    |
|                       | ②喫煙、飲酒対策の推進        | 喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行う。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努める。また、受動喫煙防止を図るため家庭や職場をはじめ、公共の場など不特定多数の者が利用する施設の禁煙・分煙対策を推進する。                     | (621)   | (637) たばこ・飲酒対策事業(健康ながさき21推進事業) | 保健所やメディアを通じたたばこ・飲酒対策に係る啓発、公共施設の禁煙・分煙調査や全面禁煙に取り組む飲食店を登録する「長崎県禁煙宣言の店」事業等による禁煙・分煙の推進。   | 国保・健康増進課 |
|                       |                    |   | 【2,207】 | 【1,945】 健やか親子サポート事業            | 県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。<br>また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。                               | こども家庭課   |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

| 基本計画                |   | H29予算   | H30予算   | 事業名・取組名                                  | 事業・取組の概要   | 担当課    |
|---------------------|---|---------|---------|--|--|--------|
| (1)ひとり親家庭の生活安定と自立促進 | ①自立援助の促進<br><br>子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就労支援、養育費確保の推進及び経済的支援等ひとりひとりの状況に応じたきめ細かな支援を市町及び関係機関と連携を図りながら、自立を促進し、男性、女性のそれぞれがもつ特有の困難を克服できるよう支援する。 | 898,787 | 930,030 | ・母子福祉対策事業<br>・児童扶養手当等給付<br>・母子父子寡婦福祉資金貸付 | ①母子・父子自立支援プログラム策定事業<br>②ひとり親家庭等自立促進センター事業<br>③給付金事業<br>④児童扶養手当の給付<br>⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付<br>⑥ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業 | こども家庭課 |
| (1)ひとり親家庭の生活安定と自立促進 | ②相談援助体制の充実<br><br>ホームページ等による情報提供や母子自立支援員等による相談支援体制の充実を図るとともに、ハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行う。また、ひとり親同士のネットワークづくりや母子会活動の活性化等により、身近な地域において、男女それぞれの事情に応じて総合的に相談支援する体制を推進する。  | 19,238  | 17,563  | 母子福祉対策費                                  | ①母子・父子自立支援員の設置<br>②ひとり親家庭等生活向上事業<br>③ひとり親家庭等日常生活支援事業<br>④長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助<br>⑤ひとり親家庭指導者人材育成事業補助           | こども家庭課 |
| (1)ひとり親家庭の生活安定と自立促進 | ③公営住宅への優先入居及び公営住宅と社会福祉施設の一体的整備の推進<br><br>ひとり親世帯向け住宅への優先入居等の推進や、地域の実情を踏まえ、公営住宅と社会福祉施設(保育所等)の一体的整備を推進するなど公営住宅の居住性の向上を図る。  | 0       | 0       | 公営住宅への優先入居                               | ・ひとり親世帯向け住宅の優先入居等の実施<br>・福祉部局との協議により、公営住宅建設(建替)事業における社会福祉施設の一体的整備の予定はなし                                    | 住宅課    |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

#### 政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

| 基本計画   |   | H29予算       | H30予算  | 事業名・取組名                                  | 事業・取組の概要   | 担当課                       |
|--|---|-------------|--|--|--|---------------------------|
| ①貧困を抱えた人への支援<br><br>（2）貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援 | 生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援の体制を整備する。<br>子どもの貧困について<br>は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進する。 | (51,259)    | (54,812)                                       | 生活困窮者自立支援事業                              | 生活困窮者に対し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業及び子どもの学習支援事業等の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る。   | 福祉保健課                     |
|  |   | (3,000)     | (3,000)  | 児童措置費                                    | 児童養護施設等入所児童の大学等進学の機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成する。   | こども家庭課                    |
| ②高齢者自立支援                                       | 高齢者が地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して送れるよう、就労支援や生活環境整備、必要な支援・サービスなどの提供に努める。  | (67,183)    | (66,403)                                       | 老人クラブ等育成費                                | 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して助成を行うことにより、活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進し、老人福祉の増進を図る。  | 長寿社会課                     |
|  |   | (8,647)     | (8,220)  | 県シルバー人材センター連合会の支援                        | シルバー事業のPR強化や新たな就業分野開拓のための会員の資質・能力向上などについて、各シルバー人材センターへの支援・指導を行う県シルバー人材センター連合会に対して支援することにより、県内のシルバー事業の拡大・充実を推進する。   | 雇用労働政策課                   |
|  |   | (1,214,361) | (1,206,162)                                    | ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助<br>・県営住宅におけるバリアフリーの推進 | ・国の制度に基づく、民間建設型のバリアフリー化など一定の整備基準を満足した高齢者向け優良賃貸住宅への家賃の補助。<br>・県営住宅の建替や改善工事を実施し、バリアフリー化を推進する。  | 住宅課                       |
| ③障害のある人への支援                                    | 障害のある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することができる「共生社会」の実現に向けて、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、障害や障害のある人に対する理解促進および建築物・道路等のバリアフリー化など、各種施策を総合的に推進する。  | (1,232)     | (1,626)  | ユニバーサルデザインの普及啓発                          | 「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」の開催や、ユニバーサルデザイン物品貸し出し事業を行うなど、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。   | 福祉保健課                     |
|  |   | (5,546)     | (5,546)  | ①障害者芸術祭開催助成事業<br>②障害者理解促進事業              | ①障害者週間(12/3~9)にちなんで開催される障害者芸術祭に対し助成を行い、障害者の文化・芸術活動の振興、社会への積極的な参加の促進と障害に対する理解促進を図る。<br>②内閣府との共催で、障害者週間に開催する作文及びポスターを募集し、障害のある方達への理解を促進する。                                   | 障害福祉課                     |
| ④性的指向や性同一性障害への理解促進                             | 性的指向や性同一性障害などを理由とする偏見や差別をなくしていくため、人権教育・啓発活動による理解促進を図る。  | (41,823)    | (39,293)                                       | 各種講演会、研修会、イベント等の実施による性的マイノリティの理解促進       | 県民、企業、人権教育指導者等を対象に、各種講演会、研修会、イベント等を通じて、性的マイノリティの存在を正しく理解し、性に対する多様なあり方への理解を深めてもらう。<br>また、今年度新たに、長崎大学等と連携した「LGBTフォーラム」の開催や中・高・大学生等を対象とした「性的多様性ロゴマーク募集」の実施、「LGBT相談デー」の開設を行なう。 | 人権・同和対策課                  |
|  |   | (2,423)     | 義務教育課<br>(1,847)<br>高校教育課<br>0<br>特別支援教育課<br>0 | 人権・同和教育啓発活動事業                            | 性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的な実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。  | 義務教育課<br>高校教育課<br>特別支援教育課 |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 政策目標9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

| 基本計画          |                              | H29予算       | H30予算                  | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要   | 担当課          |
|---------------|------------------------------|-------------|------------------------|--|--|--------------|
| (1) 子育て支援策の充実 | ①仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実      | 2,509,039   | 2,351,155              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所緊急整備事業</li> <li>・認定こども園推進事業</li> <li>・認定こども園整備事業</li> <li>・私立幼稚園預かり保育推進事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・放課後児童クラブ支援事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(公立を除く)の施設整備に対し補助を行う。</li> <li>・職員の資質向上のための研修会の開催などにより、認定こども園の設置の促進及びその質の向上を図る。</li> <li>・幼保連携型の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型の施設整備に対し補助を行う。</li> <li>・私立幼稚園が教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる保育事業に対し補助を行い、子育てを支援する。</li> <li>・保護者の傷病や災害等により、また、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う。</li> <li>・民間保育所が開所時間を超えた保育に取り組む場合に補助を行う。</li> <li>・病院、保育所等において病気の児童を一時に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う場合に補助を行う。</li> <li>・仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や長期休業日等に、児童館や学校の余裕教室等を利用して生活の場、遊びの場を与え、健全育成を図る。</li> <li>・母子家庭等の放課後児童クラブの利用料補助等を行う。</li> </ul> | こども未来課       |
|               | ②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実 | 257,461     | 260,685                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。</li> <li>・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、一人親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。</li> <li>・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</li> </ul>  | こども未来課       |
|               | ③公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進       | (1,232)     | (1,626)                | 「長崎県福祉のまちづくり条例」の推進   | 公共施設等の特定生活関連施設の新築等をする者は、「長崎県福祉のまちづくり条例」で定めた整備基準に適合することとなっており、今後も引き続き、設置事業者等に対して多目的トイレの設置など、バリアフリー化への理解を求めていく。  | 福祉保健課        |
| (2) 介護支援策の充実  | ①介護支援策の充実                    | (2,276,765) | 1,237,786<br>(507,897) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業交付金</li> <li>・地域密着型施設整備事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が実施する地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業等)を財政面において支援することにより、各種事業の円滑な展開を図るもの。</li> <li>・介護サービスの施設・設備の整備を行う。</li> </ul>   | 長寿社会課        |
|               | ②男女共同参画に関する相談体制の充実           | 【17,938】    | 【14,961】               | 男女共同参画基本施策推進事業   | 県男女共同参画推進センター「きらりあ」における一般相談・男性相談体制の充実(関係機関との連携を含む)   | 男女参画・女性活躍推進室 |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| 基本計画              |                     | H29予算   | H30予算                                 | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要  | 担当課                    |
|-------------------|---------------------|---|---------------------------------------|---|---|------------------------|
| (1)学校における教育・学習の充実 | ①学校における男女平等教育の推進    | 学校において、児童生徒の発達段階に応じ、教材等に適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育を行う。<br>また、必要に応じて関係団体等と連携し、男女平等教育の充実を図る。 | 義務教育課<br>(2,423)<br>高校教育課<br>0        | 義務教育課<br>(1,847)<br>高校教育課<br>0<br>①人権・同和教育啓発活動事業<br>②人権教育研究校の指定<br>(文部科学省指定)  | ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。<br>・人権意識を培うための教育の在り方や人権教育に関する指導方法等の改善・充実のため、幅広い視点から日常の学校教育活動の中での実践的研究を行う。   | 義務教育課<br>高校教育課         |
|                   | ②教職員の研修の充実          | 教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。  | 教職員課<br>0<br>義務教育課<br>0<br>高校教育課<br>0 | 義務教育課<br>【1,847】<br>高校教育課<br>0<br>地区别人権教育研修会                                  | 人権教育の広がりと深まりを目指し、体験的参加型学習の手法を取り入れ人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を隔年実施。   | 教職員課<br>義務教育課<br>高校教育課 |
|                   | ③家庭科教育の充実           | 家庭科教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させながら、学習指導の充実に努める。  | 義務教育課<br>0<br>高校教育課<br>0              | 義務教育課<br>0<br>高校教育課<br>0<br>家庭科教育による男女平等意識の醸成                                 | 小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等意識の醸成を図る。   | 義務教育課<br>高校教育課         |
|                   | ④生涯を見通したキャリア教育の推進   | 進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童生徒一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、児童・生徒・学生が性別にとらわれず自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。                    | 【1,612】<br><br>【29,647】               | 【812】<br>・若者意識改革事業<br><br>【18,262】<br>・企業における女性活躍推進事業                         | ・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。<br>・学生の職業観を醸成するとともに、若者の考え方を企業の働き方改革に生かすための、学生・若手社員・企業による意見交換(働き方改革ワールドカフェ)を実施する。                    | 男女参画・女性活躍推進室           |
|                   | ⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援 | 理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわりなく、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。            | 義務教育課<br>【(612】<br>高校教育課<br>0         | 義務教育課<br>【(612】<br>高校教育課<br>0<br>・長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業<br>・キャリア教育の充実と積極的な推進 | ・子どもたちが「あの人のようにになりたい」「あの人のような生き方がしたい」といった「夢・憧れ・志」を抱くことができる教育環境の整備と応援体制の構築を図る。<br>・子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通してキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。                | 義務教育課<br>高校教育課         |
|                   |                     |   | 義務教育課<br>【(612】<br>高校教育課<br>0         | ・長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業<br>・キャリア教育の充実と積極的な推進<br>・学校における進路指導の充実                | ・子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、発達段階に応じた適切な情報提供を行うとともに、学校の教育活動全般を通してキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。<br>・様々な職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細かな指導を行うなど、進路指導の充実を図る。 | 義務教育課<br>高校教育課         |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| 基本計画                            |                               | H29予算   | H30予算                            | 事業名・取組名   | 事業・取組の概要  | 担当課            |
|---------------------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|---|---|----------------|
| (2)適切な性教育の実施                    | ①適切な性教育の実施                    | 思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるよう、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。<br>学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的知識や生命の大切さ、人間尊重や男女平等に基づく正しい異性観などについて、発達段階に応じ適切に実施する。また、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識(妊娠適齢期など)を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組む。 | 【2,207】                          | 【1,945】<br>健やか親子サポート事業  | 県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じ適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。<br>また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。 | こども家庭課         |
|                                 |                               | 1,814   | 【1,255】<br>妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業    | 産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。また、高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックを作成・配布する。  | こども家庭課  |                |
|                                 |                               | 2,884   | 2,142<br>・学校保健総合支援事業             | 産婦人科医や助産師による性教育に関する教職員への指導助言、講話や講演、保護者、児童生徒への保健相談を行う等、子どもの現代的な健康課題に対応するために、学校や家庭を中心に地域の関係機関との連携を強化した組織体制づくりを推進している。(H24～)<br>従来からのエイズ・性感染症等の課題に加え、妊娠・出産適齢期等の医学的・科学的に正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に向けた教職員研修を開催している。(H28～) | 体育保健課   |                |
| (3)配偶者等からの暴力防止のための学校における予防教育の実施 | ①配偶者等からの暴力防止のための学校における予防教育の実施 | 【958】   |                                  | 【958】<br>婦人保護事業   | 中学生、高校生を対象としたDV予防教育を実施  | こども家庭課         |
|                                 |                               | 義務教育課<br>【(2,423)】<br>高校教育課<br>0  | 義務教育課<br>【(1,847)】<br>高校教育課<br>0 | ・学校教育における人権教育の推進<br>・地区別人権教育研修会   | ・教育活動全体を通じて「自分の人権を守り、他者の人権を守る意識・意欲・態度」を育むため、人権に関する知的的理解と人権感覚の関連を図った人権教育を推進する。<br>・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。<br>・教職員を対象とした「地区別人権教育研修会」を隔年で実施(H28実施)。       | 義務教育課<br>高校教育課 |
| (4)子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進      | ①有害環境浄化の推進                    | 子どもたちの大切な命を守り、健全な育成を図るため、携帯電話やインターネット上の有害情報をはじめ、子どもたちを取り巻く有害なメディア環境の浄化を推進する。  | (608)                            | 1,387<br>・メディア安全指導員養成事業   | ・子どもたちを取り巻く、携帯電話等インターネットや携帯型ゲームなどのメディアの現状、危険性や対処法を地域で指導できる人材を養成する。  | こども未来課         |
|                                 | ②情報モラル教育の推進                   | 子どもたちが、情報社会において自他の人権を尊重し、自らの行動に責任をもつとともに、情報を正しく安全に利用することのできる能力や態度を養うため、情報モラル教育を推進する。  | 義務教育課<br>0<br>高校教育課<br>0         | 義務教育課<br>0<br>高校教育課<br>0<br>学校教育における情報モラル教育の推進  | ・子どもたちがインターネットを適切に活用し、必要な情報を収集したり発信したりする能力を育成するとともに、情報モラル・マナー指導教材を活用するなどして、授業や特別活動を通して子どもたちの情報モラルの育成に努める。<br>・インターネットや携帯電話による新たな人権侵害に対応するため、保護者や関係機関・業界と連携した体制づくりを促進する。               | 義務教育課<br>高校教育課 |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

| 基本計画                              |  | H29予算     | H30予算     | 事業名・取組名        | 事業・取組の概要   | 担当課          |
|-----------------------------------|--|-----------|-----------|----------------|--|--------------|
| ①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化 | <p>男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙やテレビ、ラジオ、ホームページなどあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。</p> <p>また「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」など多様な機会を活用するとともに、市町・企業・女性団体・NPOなど各種団体等と連携・協働を行いながら、啓発対象、内容や方法などについて工夫し、効果的な啓発を図る。</p> | 【17,938】  | 【14,961】  | 男女共同参画基本施策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌やラジオ番組、ホームページの活用、センター職員による出前講座などあらゆる機会をとらえた啓発を実施</li> <li>・「男女共同参画週間」に県庁来庁者への啓発を実施</li> <li>・男女共同参画推進員等による地域における啓発活動を支援</li> </ul>                                      | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                                   |  | (31,972)  | (29,800)  | 「人権週間」等における啓発  | 人権啓発イベント等や県人権教育啓発センターにおいて、男女共同参画のリーフレットを配布するなどの啓発を実施する。  | 人権・同和対策課     |
|                                   |  | 0         | 0         | 市町、関係団体等との情報共有 | 市町、関係団体等へ入手した様々な情報を提供している。   | こども家庭課       |
|                                   |  | 【(1,053)】 | 【(1,053)】 | 漁村グループ活動支援事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。</li> <li>・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。</li> </ul>   | 水産経営課        |
|                                   |  | 【2,328】   | 【1,866】   | 女性農業者活躍支援事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で活躍する女性農業者を刊行物やホームページで広く周知する。</li> <li>・女性農業者を対象とした研修会等で講演や情報提供による啓発活動を実施する。</li> <li>・県のホームページ等を活用し、全国の女性農業者の活動事例や男女共同参画に関するセミナー等の情報提供を行う。</li> </ul>                   | 農政課          |
| ②学習機会の充実、研修の実施                    | <p>男女共同参画を推進するため、県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会等を開催する。</p> <p>また、市町、地域、ながさき県民大学などにおいて広く出前講座を実施し、県内における学習機会の充実を図る。</p>  | 【17,938】  | 【14,961】  | 男女共同参画基本施策推進事業 | <p>県男女共同参画推進センター「きらりあ」を中心となり、県内市町のモデルとなるような講座や研修会等を開催</p> <p>また、教育行政など関係機関と連携し、男女の人権の尊重や男女共同参画の理解促進のためのセミナーを実施</p>   | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                                   |  | (6,659)   | (6,628)   | ながさき県民大学事業     | 県及び市町、大学・短大、民間教育事業者等で実施している生涯学習に関する事業を体系化し、県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の推進を図る。  | 生涯学習課        |
| ③情報の収集及び提供                        | 男女共同参画に関する情報の収集に努め、県男女共同参画推進センター情報誌、ホームページ、ライブラー等により、積極的に情報提供する。   | 【17,938】  | 【14,961】  | 男女共同参画基本施策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や事業者、関係団体からの情報、県内各地の男女共同参画推進員からの情報、九州各県や市町男女センター等からの情報収集を実施</li> <li>・センター情報誌、ラジオ番組、HP、推進員への情報提供などを通じて情報発信</li> <li>・センター・ライブラーの充実(H30.4.1現在、書籍1,475冊・ビデオ類64本)</li> </ul> | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ④調査・研究の実施                         | 関係機関等や長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー等との連携を図りながら、男女共同参画が地域で抱える課題等に関する調査・研究を行なう。  | 【17,938】  | 【14,961】  | 男女共同参画基本施策推進事業 | 関係機関や男女共同参画推進員等と連携し、男女共同参画を推進していくうえでの地域課題等に関する情報を収集  | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ⑤県内市町・大学等の男女共同参画推進センターとの連携        | 県内の市町や大学等に設置されている男女共同参画推進センター等との連携を図りながら啓発等を推進する。  | 【17,938】  | 【14,961】  | 男女共同参画基本施策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内男女共同参画推進センター間の情報交換会を実施</li> <li>・男女共同参画週間等の機会を活用し、県内の男女共同参画推進センター等との連携による啓発活動等を企画・実施</li> </ul>  | 男女参画・女性活躍推進室 |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### 政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

| 基本計画                     |   | H29予算    | H30予算    | 事業名・取組名                             | 事業・取組の概要   | 担当課          |
|--------------------------|---|----------|----------|-------------------------------------|--|--------------|
| ⑥長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進 | 長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーを活用して、地域に密着した啓発活動を促進する。  |          | 【17,938】 | 男女共同参画基本施策推進事業                      | 男女共同参画推進員やアドバイザーが市町と連携し、ケーブルテレビ・広報誌等を活用した啓発活動の実施。  | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進     | 県職員対象の研修会等を充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。また、行政が作成する広報・刊行物については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、県が実施する意識調査、アンケート調査の企画や結果の表し方等については、男女間の意識や格差の現状を客観的に把握するよう配慮し、必要に応じて男女別データを表示して公表する。 | (86,807) | (83,253) | 県新規採用職員を対象とした研修の実施                  | 新規採用職員を対象に男女共同参画社会についての研修を実施する。  | 新行政推進室       |
|                          |   | 76,877   | 71,235   | 全世帯広報誌発行事業                          | 全世帯広報誌など、行政が作成又は実施する広報・刊行物等においては、男女共同参画の視点に十分配慮する。   | 広報課          |
|                          |   | 0        | 0        | ・県職員に対する研修の実施<br>・行政が作成する広報・刊行物への配慮 | ・新規採用職員研修において男女共同参画についての理解促進のための講義を実施<br>・国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知を図るとともに、行政が作成する広報・刊行物の内容について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮されているかを確認 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ⑧市町等における研修機会の充実          | 男女共同参画社会についての適切な理解促進のため、市町等が実施する研修を支援する。  | 【17,938】 | 【14,961】 | 男女共同参画基本施策推進事業                      | 市町等が実施する研修会への講師派遣(助成事業や、センター職員・推進員等の派遣)  | 男女参画・女性活躍推進室 |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標IV 推進体制の整備・強化

#### 政策目標12 推進体制の整備・強化

| 基本計画            |                  | H29予算  | H30予算    | 事業名・取組名  | 事業・取組の概要                      | 担当課  |              |
|-----------------|------------------|--|----------|----------|-------------------------------|--|--------------|
| (1)県における推進体制の充実 | ①男女共同参画推進会議の運営   | 男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進するため、府内に知事を議長とする「男女共同参画推進会議」を設置しており、関係各部局との連携をとりながら、計画の進捗状況の丁寧な把握と情報の共有を行い、計画の確実な推進を図る。   | 0        | 0        | 長崎県男女共同参画推進会議の運営              | 男女共同参画推進会議により、計画の進捗状況を把握するとともに、県の審議会等委員における女性の登用を促進  | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                 | ②男女共同参画審議会の運営    | 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議する機関として各分野の有識者等で構成する「男女共同参画審議会」及び同審議会に苦情処理の専門部会を設置しており、同審議会に対し毎年計画の進捗状況を報告して意見を求めるなど、その機能を効果的に発揮するよう努める。  | 【788】    | 【788】    | 男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営) | 男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取  | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                 | ③男女共同参画推進センターの運営 | 男女共同参画推進センター「きらりあ」において、男女共同参画に関する情報の提供や相談を行うとともに、男女共同参画を推進する人材育成や交流の機会の提供、ネットワークづくりの支援、市町や県内大学のセンターと連携した取組を進める。  | 【17,938】 | 【14,961】 | 男女共同参画基本施策推進事業費               | 男女共同参画推進センター「きらりあ」において、一般相談・男性相談、情報誌発行、啓発事業(街頭啓発や出前講座等)、県内センターとの連携事業(啓発活動等)などを実施                             | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                 | ④男女共同参画推進員等との連携  | 男女共同参画に関する意欲と知識を有し、地域の指導者となりうる方で、地域と行政をつなぐ役割を担う人材に対し男女共同参画推進員として県内の男女共同参画推進に関する普及啓発業務を委嘱している。また、元推進員で、現推進員に協力して地域に密着した活動を行う人材を男女共同参画アドバイザーとして任命している。推進員、アドバイザー、関係市町並びに関係団体等とのネットワーク化による推進体制づくりを図りながら、地域における男女共同参画の啓発活動の推進に努める。 | 【1,974】  | 【1,974】  | 男女共同参画基本施策推進事業費(推進体制の構築)      | 県内に推進員23名・アドバイザー16名を委嘱し、男女共同参画を推進する各自の活動を支援するとともに、県内8地域の男女共同参画地域活動促進会議において、市町と推進員・アドバイザーとが連携した普及啓発・課題解決活動を支援 | 男女参画・女性活躍推進室 |
|                 | ⑤計画の着実な実施と進行管理   | 計画を着実に実施するとともに、実効性を高めるため、毎年度具体的な施策の実施状況を取りまとめて、その進捗状況を把握し、成果等の検討と評価を行い、その結果を公表するなど進行管理を行う。   | 【788】    | 【788】    | 男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営) | ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行<br>・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表   | 男女参画・女性活躍推進室 |

## 2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

### 基本目標IV 推進体制の整備・強化

#### 政策目標12 推進体制の整備・強化

| 基本計画                  | H29予算  | H30予算    | 事業名・取組名                 | 事業・取組の概要   | 担当課          |
|-----------------------|--|----------|-------------------------|--|--------------|
| (2)市町における推進体制の整備      | 市町における推進体制等の整備が促進されるよう、市町が行う職員のための研修会の開催、情報の提供、人材養成への支援や、男女共同参画推進員及びアドバイザーを通じた啓発等を行っていく。                                       | 【17,938】 | 【14,961】男女共同参画基本施策推進事業費 | ・男女共同参画推進員・アドバイザー及び市町職員向けの研修会の実施<br>・市町等が実施する研修会への講師派遣   | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (3)女性の活躍推進に関する推進体制の充実 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境の整備や女性の登用などを推進する。 | 【29,647】 | 【18,262】企業における女性活躍推進事業  | ながさき女性活躍推進会議を女性活躍推進法の協議会として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報の共有、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、女性活躍推進に関する取組の協議を実施 | 男女参画・女性活躍推進室 |

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を( )書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円